日本航空 0B 乗員 有志の会ニュース

2015. 1. 1

No. 16 -001

安全で明るいJAL

HP: http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail: jalfltcrewob@gmail.com

不当解雇撤回に向けて 2016 **年**

今年も取り組みに 大いに参加しましょう!

日本航空では 2010 年 12 月 31 日の整理解雇以降、昨年末の 12 月も 乗員流失が止まらず、その総数が 180 名を超える状況となっています。

そして、乗員も含め、現場では高稼働状況が続き、有給休暇も自由に取る事が出来ません。更にスケジュール変更が頻発し通常の家庭生活も維持できないとの声を、組合のニュースでは紹介しています。日本航空の事業計画は維持・拡大も出来ず「赤信号」と明確に言えるでしょう。

職場の強い要求と取り組みの中で、2015 年 12 月 4 日に乗員への賃金 前進回答が行われ、12 月 15 日には客室乗務員の全員正社員化が回答さ れました。(いずれも 2016 年 4 月実施と会社主張)

6年連続高収益が続いている状況の中で、乗員だけでなくあらゆる職場の流失を防ぐ為の回答を取り敢えず行ったが、回答能力が有るにも拘らず職場要求に正面から十分こたえていないと組合は指摘しています。

現場の高稼働・人員不足・経験者不足は放置されたままであり、職場の諸要求にも応えていません。

現役乗員の皆さんの今後の取り組み強化が期待されます。

整理解雇撤回の取り組みについても職場からの追及が重要な状況となっています。

不当労働行為裁判の高裁判決要旨「労働組合の求めに妥協を図ることなく、労働組合の運営に介入してはならない。争議権は、会社との対 等性を確保するための労働組合の根幹的な権利の一つ」

ILOの第三次勧告(フォローアップ)要旨「結社の自由委員会は、本件の最新の展開に鑑み、会社と当該労働組合との意義ある対話を維持することの重要性を、今一度、強調する」

日本航空の歴史を振り返れば、利用者国民の生命財産を守る為の「絶対安全の確立」には「労使関係の安定融和」の確保が不可欠です。日 航経営は、職場が団結して求めている「整理解雇撤回の話し合いによる解決」に踏み出すべきでしょう。

0B 乗員有志の会も 2011 年 1 月 20 日の発足から六年目を迎えようとしています。昨年末までに原告団へ 12 回に亘るカンパを行い、総額は930 万円を超えました。

裁判傍聴・署名・パレード・集会・要請行動などの取り組みにも多くの OB 乗員が参加し、整理解雇撤回、現職復帰へ向けて支援活動を行いました。

会員及び支援者の皆さん、本年 2016 年は是非とも不当な整理解雇を撤回させ、日本航空の職場が「安全で明るい職場」に回復する様、取り組みに積極的に参加しましょう。

今年も宜しくお願い致します

2016 年元旦 有志の会世話人一同

2016年もカンパ支援取り組み参加 宜しくお願い致します

国会追及も今年の焦点



今後の日程

* 宣伝行動・各地集会: 私たちはあきらめない!!! 原告団 HP 日程参照

*東京地裁:1月13日(水)

マタハラ裁判 第三回口頭弁論

527 号法廷 11:00~

報告集会予定あり

・詳細は、枠内をクリックして御覧下さい。